排 水 設 備 等 工 事 完 了 確 認 書

　私は、受付番号　　　　　　　　、設置場所　　　　　　　　　　　　　　　、

申請者　　　　　　　　　　　様　の排水設備工事につきまして、関係法令※

の規定に基づき、誠実に施工しましたのでここにお届けします。

また、申請者に対して、施工内容を説明し確認をしていただきましたことを

報告するとともに、完了検査後も責任をもって対処することを確約します。

　　　　　年　　月　　日

責任技術者　署名　　　　　　　　　　　㊞

指定下水道工事店　　　　　　　　　　　㊞

* 関係法令（抜粋）
1. 下水道法第１０条第３項（排水設備の設置等）
2. 下水道法施行令第８条　（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）
3. 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第９条第２項

　　　　　　　　　 　　　（排水設備工事責任技術者）

○下水道法

（排水設備の設置等）

第１０条　公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

１．建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者

　２．建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあっては、当該土地の所有者

　３．道路（道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

３　第１項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、法令で定める技術上の基準によらなければならない。

○下水道施行令

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

1. 法第１０条第３項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

１．排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

　２．排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

　３．排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

　４．分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

　５．管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、１００分の１以上とすること。

　６．排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

　７．汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

　８．暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

　　イ　もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

　　ロ　下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

　　ハ　管渠の長さがその内径又は内のり幅の１２０倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

　９．ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

10．ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが１５センチメートル以上の泥だめを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

 11．汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

○坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例

（排水設備工事責任技術者）

第９条　略

２　責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

　１．排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

　２．排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

　３．排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

　４．第５条第１項の規定する検査の立ち会い